平成２５年（フ）第９０号
岐阜県大垣市牧野町１丁目１番地　牧野ハイツ３Ａ
債務者　澤村ルリ子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
岐阜県不破郡垂井町表佐1899番地の１
債務者　小川　和紗
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第６０５１号
大阪市大正区小林西２丁目７番19号　ファミリーハイツ401号
債務者　町　　泰徳
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１０９号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目６番13号
債務者　横川　順一
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９７６号
大阪市住吉区千躰２丁目２―35　王将住吉寮503号、住民票上の住所大阪府和泉市万町1362番地の19　207
債務者　堀上　　剛
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２０７号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番16―202号
債務者　奥谷　一男
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２１７号
大阪府吹田市佐井寺４丁目52番２―405号
債務者　森口　義之
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２２６号
大阪市都島区内代町３丁目７番22号
債務者　くみソーイングこと　久保　　實
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２６２号
大阪市福島区福島１丁目１番48―717号
債務者　水野かなめ
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２８９号
大阪市鶴見区諸口５－２―10、住民票上の住所大阪市鶴見区諸口５丁目２番11号
債務者　田中　祥晃
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３１２号
大阪市住之江区緑木１丁目４番35号　メディアプラザ1005号
債務者　安原　義浩
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３３７号
大阪市東淀川区上新庄３丁目16番６号
債務者　湯淺　裕司
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４７２号
大阪府高槻市宮之川原５丁目38番１号
債務者　景山　博美
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７６６号
大阪市大正区小林西１丁目９番21号松原マンション３Ｄ号
債務者　森　　好孝
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７９６号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目８番21―420号、住民票上の住所大阪市浪速区恵美須西３丁目14番３号　ラヴェニールマンション502号
債務者　寺脇　光廣
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８２５号
大阪府寝屋川市上神田２丁目２番21号
債務者　多田　慶一
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８７２号
大阪府茨木市水尾２丁目２番20号の８　フェニックス水尾110号
債務者　峰　　條
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部